第2回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成29年8月4日(金)9:30~

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員、飯田委員、 松田委員、布川委員、石井委員、廣田委員、辻委員、工藤委員、坂上委員、鈴木委員

欠席委員

天野委員、上田委員、内田委員

事務局

澁田子ども・若者部長、尾方子ども育成推進課長、好永児童課長、後藤保育課長、 有馬保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、 小野若者支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当副参事、 長谷川児童相談所開設推進担当副参事

資 料

- 1.保育の利用・調整基準の見直しの検討について(経過報告) 別紙 保育の利用・調整基準の見直しについて
- 2.第1回区立保育園のあり方検討部会【議事要旨】
- 3.子ども計画(第2期)重点政策にかかる主な取組みについて
- 3-1.世田谷区子ども計画(第2期)進行状況一覧
- 3 2 . 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表
- 3 3 . 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

議事

尾方課長

皆様、おはようございます。お忙しい中、本日の第2回子ども・子育て会議にお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので開始させていただきたいと思います。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の尾方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、天野委員、内田委員、上田委員から御欠席の御連絡をいただいております。

澁田部長

開会に当たりまして、7月1日付で人事異動がございまして、子ども・若者部長が新しく着任しております。御挨拶をさせていただきます。 皆様、おはようございます。子ども・若者部長の澁田でございます。 この7月に異動してまいりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、第2回世田谷区子ども・子育て会議に御参加 いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろ より世田谷区の子ども施策に御理解、御協力を賜りまして、重ねてお礼 申し上げます。

子ども・若者部では、平成32年を目指しまして児童相談所の移管について今検討させていただいております。また、5年目を迎えました若者支援の施策の評価・検証、待機児童に係る問題などたくさんの課題がございますけれども、区といたしましては、世田谷区の子ども・若者たちがいさいきと楽しく暮らしていただき、また子育て家庭が安心して子育てをしていただくという環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様には御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は報告事項が何点かございますけれども、委員の皆様に忌憚のない御意見をいただきまして、また施策に反映していければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろ しくお願いいたします。

尾方課長

議事に入ります前に、お手元に配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、次第の下に本日の配付資料を掲載しておりますので、あわせて御確認いただければと思います。

〔 資料確認 〕

それでは、今後の議事につきましては森田会長によろしくお願いいた します。

会長

おはようございます。夏休み、本当に皆さんお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事ですが、3つではありますけれども盛りだくさんの内容ですので、時間配分がうまくいくよう、どうぞ御協力いただきたいと思います。

議事の1つ目は保育の利用・調整基準の見直しについてです。こちらについては、前回の子ども・子育て会議で3項目の見直しについて議論を行ったものになります。この経過報告となりますけれども、そこから始めさせていただきたいと思います。

それでは、資料1をもとに御説明をお願いいたします。

(1)保育の利用・調整基準の見直しについて(経過報告)

事務局

私から、資料に基づきまして、これまでの経過報告をさせていただきます。1の主旨でございますが、第1回子ども・子育て会議でお諮りさせていただきました以降の経過を報告させていただきます。見直しにつきましては、3点御議論いただいたのですが、2点について最終的に修正が終わり、1点については引き続き検討となっております。

2の見直し(1)の見直し項目でございますが、区の内部で議論し、また議会等を経て最終的に見直しが行われたのは2点になります。1点目が、配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合、2点目が、保育士等の子どもの優先利用となります。

3の検討に記載の満18歳未満の対応につきましては、引き続き検討事項となっているところがありますので、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

先に、見直しとなりました看護等及び保育士の優先利用について説明いたします。別紙の保育の利用・調整基準の見直しについて、平成29年7月6日の福祉保健常任委員会に報告した資料になりますが、こちらに基づきまして説明いたします。

1の主旨につきましては記載のとおりとなっておりまして、2の見直し項目については、概略を3の内容のほうで説明いたします。

3の内容、(1)配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用につきましては、前回の子ども・子育て会議でお示しした内容とほぼ変更はございません。 の背景(想定ケース)でございま

すが、家庭で育児をしながら同居の祖父母の看護等に当たっており、家庭で育児をしていたにもかかわらず、急遽、配偶者に疾病等の事由が生じ、配偶者の看護等も必要となり、親族の看護に当たるため、緊急保育を利用し更新しながら対処しているといった事例を想定しております。

の現状でございますが、ただいま説明した御家庭は、看護等が必要な同居者が複数おり、また、これまで子の養育をされていた方の看護が必要になったことから、子の養育等に困難が生じる可能性がより高い御家庭となっております。しかし、緊急保育から保育園の切りかえのときには一律2ポイントが加算されるのですが、この基準では、より保育を必要とする今回の想定ケースのような御家庭の利用にはなかなかつながらないといった状況がございます。

次の9ページをごらんください。 の改正内容ですが、「ア条件」でございます。こちらは先ほど説明した御家庭の場合に、「イ保育の調整基準」は、これまでのポイントにさらに2ポイントを加算するというものでございます。 適用時期につきましては、平成29年10月入園から適用します。参考は、9月から配付予定の平成30年度用の保育のごあんないの記載内容でございます。

例につきましては、ここまで説明したものを図式化したものになります。左側に保護者(就労)とありますが、こちらの方と配偶者が祖父母疾病等を看護していたが、配偶者の疾病等により保護者お1人が配偶者の看護等もしなければならないという状況で、かつ子どもの養育も必要といった状況になります。

右側の点線で囲まれた指数計算でございますが、通常の保育園の入園では、0歳では109点、1歳児以上で110点というのが、多くの方が同点で並ぶところになりますが、今回の基準改正で、状況によりさまざま異なる場合はありますが、プラス2点を加算することで、0歳だと111点、1歳以上だと112点となり、入園できる可能性が高まるといった内容になります。

続いて、10ページをごらんください。緊急保育利用期間との関係でございますが、想定では2カ月間は緊急保育で対応し、それ以降、看護等が長期化する場合には、3カ月目から保育園への入園へ切りかえることを想定しているものでございます。

続きまして、(2)保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用 【新設】について説明いたします。

の背景、 の現状につきましては、記載のとおりです。補足でございますが、前回の子ども・子育て会議におきましても、保育士の優先利

用に対する強い期待もありましたが、一方で区の待機児童の状況を踏まえると、限定的な適用にすべきではないかという御意見もいただきました。当時、案1、案2という形で出させていただきましたが、ここでは案2の限定した内容になっております。

改正内容、ア条件でございますが、まずは職員が育休等から復帰できないことによって、子どもの定員に必要な保育士等を確保できないことで保育園の運営に深刻な影響があることが明らかな場合、つまり、その方が復帰できないことによってかなり大きな影響を与えるという園の状況をまず条件にしております。その上で、後ほど見ていただきますが、別表で定める区内施設等に勤務する保育士で、かつ申込児の産休または育休明け予定の保護者で、1日6時間以上月20日以上、つまり常勤相当の方が、4月1日の入園の第1次選考後においても認可、認可外を問わず保育園の入園が決まっていない保護者、これらに該当する場合に2ポイントを加算するというものです。以前の御議論の中では、転園のお話もありましたが、ここでは認可、認可外を問わず保育園が決まっていない、また今育休を取得しているという状況から、転園は除外している状況にございます。

続きまして、11ページをごらんください。 の適用時期は平成30年4月の入園からを考えておりまして、毎年4月入園のみ適用ということで、ここに期限は定めていないというところです。今まで御議論いただいた中では、期限を切るというご意見もありましたが、今回、私たちの案としては、期限を定めるというよりは対象を限定するという案でいきたいと思っております。なお、具体的な例を申し上げますと、昨年度の私立保育園では、区内在住の51人が保育園を希望されておりました。第1次選考においては49人が保育園が決まっております。2人が2次選考となって、結果的には全員入園できたのですが、今回の制度のイメージとしては、この2人の方を対象にする制度になります。ただ、別表に書いてありますとおり、区立保育園から地域型保育事業、認可外保育施設まで対象としておりますので、おおむねこちらの想定では、10名程度と考えているところでございます。

4の今後のスケジュールでございますが、平成29年9月から保育のごあんないで周知を図り、10月には看護等の優先利用の適用を開始し、30年4月には保育士の優先利用の適用を開始する予定となっております。

こちらが議会に報告した内容となります。

続きまして、資料1にお戻りください。先ほど説明したとおり、引き 続き検討となりましたので、ここについて背景等を説明いたします。な お、満18歳未満での対応につきましては、運用については10月から開始 させていただくのですが、文言の明記について、区内部での検討が引き 続き必要ということとなったので、その経緯を説明いたします。

(2)の区における当初検討案、 の背景でございますが、保護者が 未成年の場合、不安定な経済基盤で親族のサポートが得がたく、精神的 な未熟さによって養育等に困難が生じるケースが多いと書いておりま す。つまり、子の保護者が児童福祉法に定める18歳未満ということで、 児童福祉の観点から支援を行うことが求められていることを書いてお ります。

の現状でございますが、養育等が困難な御家庭、具体的に申し上げますと、虐待のケースが大半でございますが、この場合には、現行の利用基準、その他区長が認める場合を適用しまして、優先利用の取り扱いを行っております。

の対応でございますが、参考に当時提案させていただいた平成30年度用の保育のごあんない修正案を載せています。 次ページをごらんください。この案をもって庁内及び議会等に調整を図ってまいりましたが、さまざまな意見が出ました。

まず、 の対象でございますが、子の出生日において保護者のいずれかが満18歳未満である場合を保育園の優先利用の対象とすることについては、さまざま意見は出ましたが、最終的には、区としてはやはり支援をしていく対象であろうということで、基本合意は得られたところでございます。一方で、こうした議論というのは、本来であれば児童虐待に対する全庁的な議論を踏まえ、対応策の1つとして保育園の優先利用の施策を打ち出す必要があるのではないかというような意見もありましたが、そういう議論をしているとなかなか進まないということもありまして、まずはここを先行させていただきたいという話をしましたところ、それにおいても庁内できちんと児童虐待に対する議論を進めた上で明記することを求められました。

次に、 の明文化でございますが、総括しますと、運用は進めても構わないが、文言化に当たっては、区内部での検討がさらに必要ではないかという意見が出ました。具体的に申し上げますと、満18歳のみを明文化すると、区民の方からすれば、ほかにどのような内容があるのかといったことを疑問に思う可能性が高いのではないかという意見もありました。また、待機児童が861名いる状況等を踏まえると、区長が明らかに保育が必要だと認める場合だったとしても、1つのケースだけを明示するのではなく、要件を区民に周知する必要があるのではないかという

意見もありました。また、虐待を明記することで、現在入園できている 保護者との関係に影響が出るということも伝えたのですが、そういった ことも考慮する必要はあるが、一方で、明記することによって虐待に関 する相談がふえるなどの可能性があるなど、メリットも存在するのでは ないか。つまり、デメリットに対する意見についてはさまざま意見をも らっているが、メリットについて議論を本当に尽くしているのかという 意見がありました。

こうしたことを踏まえて、 の対応になりますが、規則等へ明文化及び具体的対応に向けては、関係部署と調整した上で進めることというのが区の中の意見として出ました。なお、明文化は今後の課題となりましたが、18歳未満である場合の優先利用につきましては、先ほど申し上げたとおり、10月から運用を開始させていただきますので、これについては既に調整に入っているところでございます。

まとめますと、7月から庁内で検討を進め、運用は10月から開始し、 明文化は引き続き検討ということになりました。

具体的に今後の対応を説明いたします。(4)の今後の対応ですが、検討内容は、満18歳未満及び虐待に関する規則整備及び対応等でございます。課題及び対応は2点ありまして、の満18歳未満については、まず実態把握、事例検討が必要だということです。まず、総合支所の健康づくり課で、妊娠期面接や乳児期家庭訪問を実施しておりますので、このあたりの実態把握から開始する予定です。次に、入園窓口で相談を受けた場合の対応としましては、既に総合支所に配置されております子育で応援相談員との連携を検討してまいります。あとは、実際の入園に向けた対応、規則整備等を行っていきます。またそういった文言の明記も大事ですが、やはり入園への誘導策ということで、例えば世田谷版ネウボラであったり、乳児期家庭訪問、子育て応援相談員との連携等もあわせて検討してまいりたいと考えております。最終的には保育のごあんないへの明記ということで、30年度には、大変申しわけございませんが、間に合いませんでしたが、次年度には明記する方向で進めてまいりたいと思っております。

の虐待についてです。こちらも実態把握、事例検討ということで、 緊急保育で入った方が、その後入園できているかなど、実態把握を進め てまいります。次に、入園窓口で相談を受けた場合の対応ということで、 先ほどより申し上げている子育て応援相談員との連携、また実際の入園 に向けた対応ということで、総合支所の生活支援課と一緒に検討を進め てまいりたいと思います。その後、規則整備、保育のごあんない明記と 進めさせていただきます。

スケジュール的には、7月21日の区立保育園のあり方検討でもこの概略は説明させていただきましたが、本日、子ども・子育て会議において経過報告させていただいている2件については、9月1日に規則を改正する予定です。18歳未満については、年内に何とかとは思っておりますが、先ほどより申し上げておりますとおり、10月には運用を開始させていただき、規則等の整備は引き続きこちらで検討させていただきたい。平成30年9月には、31年度用の保育のごあんないに明記する形で進めさせていただきたいと思っております。

規則整備案は、現在検討案を書いているところで、ここについてもさまざま意見が出ているので引き続き検討が必要かなと思っておりますが、10月には運用はきちんと開始させていただきます。

4の今後のスケジュールにつきましては、これまでに説明したところですので割愛させていただきます。

最後となりますが、これまで子ども・子育て会議や部会におきまして 御議論いただきましたが、予定どおり見直しができなかったことにつき ましては、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。なお、 18歳未満の優先利用につきましては、運用は10月から開始させていただ きまして、また、単に文言の明記だけではなくて、庁内での議論も深め、 実効性の高いものにさせていただきますので、そこにつきましては御理 解いただければと思います。

説明は以上でございます。

武明は以上 (ここいよ)

ありがとうございました。先ほどお話がございましたように、7月21日に実施いたしました部会でも緊急で御報告いただいた上で議論しているテーマでございます。2点ですが、1つは、おおむねこちらのほうで議論したものが文言化されて、次年度の募集要項に基準の見直しという形できちんと入るという御報告だったと思います。

もう1つの課題ですが、保護者が18歳未満の対応ということについては、今御報告がありましたように、前会議での決議は延期という形で、 具体的には予防的な観点で実施するために明記するということをこちらでは議論していたわけですから、実態的に運用するということですが、それが実施されないということになりましたので、この点を含めて、少し皆さんからの御議論をいただいた上で、この問題について、この会議の中での議論を次に続けていきたいと思っておりますので、皆さんの御意見を頂戴したいと思います。

それでは、ほぼこちらの意見として採択された2点について、何か御

会長

質問や御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがで しょうか。

委員

細かいことで恐縮ですけれども、別紙の9ページの真ん中、「【参考】 平成30年度用保育のごあんない(追加案)」というところですけれども、 表の下記の3行も注のようにして保育のごあんないに追加されるとい う理解でよろしいですか。

事務局

はい。

委員

あと、注となる3行目の「同居等」の「等」というのは何ですか。ちょっと含みを持たせて、必ず同居というよりは、近居とか、そのときの判断でちょっと幅を持たせるために同居等になっているのですか。ごあんないに載る文書ですので最終確認をお願いします。あと、看護等にも等がありますけれども、少しクリアになるといいと思います。

事務局

看護等につきましては、介護と看護ということで結構併用して使っていましたが、この中では介護及び看護というのを看護等と使わせていただきました。同居等のところは、確かに御指摘のとおり、ちょっと広目にとっておりますが、第1の条件としては、緊急保育を看護等を理由として1カ月ないし2カ月使っているというところなので、3カ月目に入る場合にはこれを適用させるものです。そのときに同居等がもしかしたら広目にとるのかということはありますが、条件としては同居等よりも、緊急保育を2カ月使っていることが最優先にはなっているところです。

委員

緊急保育の対象についてですが、緊急保育のときには同居していなく て、看護、介護に当たっていた場合も含まれますか。

事務局

状況によっては同居よりもちょっと広目にとって入れるケースもゼロではないので、等とさせていただいております。

委員

ありがとうございます。では、注とともにこれが入るということ、特別な事情というのが具体的には後半2行に当たるという解釈でよろしいですか。ありがとうございました。

会長

よろしいでしょうか。 の保育士等の子どもを対象とする保育所等の 優先利用についてもよろしいでしょうか。

それでは、経過報告で検討という形になってしまいましたけれども、 保護者のいずれかが満18歳未満である場合の対応についてはいかがで しょうか。具体的には、私はこの問題については2点問題があると思っ ています。1点目は、この会議体でこれだけ議論を積み重ねてきたもの が庁内で調整できなかったということについては、非常に私としては、 会長として不本意であり、そしてこれは納得できないということでかな り意見を申し上げました。そして、かなりこの議論をした結果として、 今ここまでの段階になってきているということは申し上げておきます。 決して、はい、そうですかと言って引き下がったわけではないというこ とです。

子ども・子育て会議というのは、実際に区民と当事者の方々、そしてさまざまな現場で子ども・子育てを実施しようとする人たちと、その行政を担っている方々と、どうやって区の中の限られた資源、限られたさまざまな取り組みをより有効に使いながら世田谷の中で子育て、子どもの育ちというものがよりよくなっていくのか、そのためにみんなで力を合わせてこの仕組みをつくっていこうという会議体なわけです。そのために皆さんも本当にお忙しい中、時間をつくっていただいてこの会議体に参加してくださっている。しかも、部会と本会議の両方で丁寧に議論してきて上げてきたものが、最後の庁内のところで調整できなかったということについては、非常に私としては納得できないことであって、会長として本当に皆さんにおわびを申し上げなければいけないと思っています。これが1点目です。

2点目ですが、この問題が理解されなかったということについての、これはひょっとしたら私がきちんと説明にいかなければいけなかったことに問題があるのかもしれません。私は、18歳未満の保護者について、児童福祉法の対象である。つまり、まだ子どもである保護者が子ども期をどう保障されるのかという問題で保育所の入所というものをきちんと考えていただきたかった。子どもが出産をしたという問題に対して、どのように区としてきちんと子ども期を保障していくのか、そしてその子ども期を保障する中で、大人になっていく、親になっていくということをどう獲得していくかということに、区のさまざまな制度や施策が協力していけるのか、ここが問われていると思ったわけです。ですから、ある意味、予防的な、あるいは教育的な場であるので、そういう意味では、予防的・教育的問題を虐待という問題と一緒にすること自体が本来間違っていると思っているわけです。

ですから、明示するというときに、具体的には虐待は虐待として書くかどうかということの議論ですし、18歳未満の子どもが子ども期を保障されるということをどういうふうに区として書き込んでいくのかという別の問題として議論していただきたい事柄です。ここが混乱している状況にあることに大きな問題があるということです。ですから、きちんと予防的な明示、教育的明示をしていただきたいということが私の中に

ともて強くあります。

それからもう1つ、皆さんの御意見がもしあれば加えていただきたいのですが、もう既に18歳未満の保護者に対する取り組みというのは保育現場でたくさんあります。ですので、こういった虐待のところから問うていくのではなく、実際に保育をしている現場の中で、18歳未満の保護者が子育てをしていることを伝えたことによって、18歳未満の保護者がどのように子ども期を保障され、そして親になっていく力をつけていらしたのか。このあたりの取り組み自体をきちんと明らかにすることによって、今まだ利用できない18歳未満の保護者の方々に対してきちんとサービスが行き届くような形で御検討いただきたいということです。どうも手法が虐待のほうに偏り過ぎてしまっていることについては、いささか予防的、教育的な価値というものを、きちんと保育の制度の中に持ち込まなければいけない。こういった課題を持っている時代に、どうもそこのところが虐待のほうばかりに収れんされていることについては、ちょっとずれているのではないかと思うということが私の課題意識です。いかがでしょうか。

委員

繰り返しになってしまいますけれども、1ページの背景を見ていきますと、何となく子ども虐待のリスクを高めるような要因がいくつもと載っていて、今会長がおっしゃったような予防的、教育的な視点をもう少し強調するべきではないかということが感じられます。18歳未満というのは子どもでもありますし、これまでの育てられる者から、育てる者に子どもを養育しながら変化していく時期にあると思いますので、保育士が寄り添いながら子を育てていくということを一緒にサポートしてもらって、育てられる者から育てる者に成熟していく、そこをどうサポートしていくのかというところを、教育的な視点を少し強調していただきたいと思っております。

委員

2つありまして、1つは会長がおっしゃったこと、本当にそのとおりだと思いまして、予防的、教育的価値を発信するときに、何かの言葉、 青少年親とか、未成年親とか、そういったキーワードみたいなものを入れ込むのも1つ工夫として考えられるのかなと思いました。

また、2点目は、年齢という基準を生活困窮、ひとり親といったほかの基準とどのように序列化していくのかという議論が部会の中でもありましたけれども、議論の中で、年齢という基準を優先的に高く考えて、必ず入れるようにということでその他のところに入れて、入所を必ず担保しようという経緯があったと思います。そういうふうにしたがために、今、会長がおっしゃったように、虐待の視点と年齢の視点がどうし

てもクロスせざるを得ない、そういうような結果を引き起こしている。 そうなったときに、また議論をやり直しというつもりではないんです が、例えば区のほかの生活困窮などの指数の中に年齢の区分も入れ込ん だ上で、必ず入所を担保するという工夫もあり得るのかどうかというと ころで、その後考えたことを2点述べさせていただきました。

会長

要するに点数を加点できるような形に入れて、そして加点の点数をかなりふやす形で実質的に入れるようにしていくということなんだと思うんですけれども、そういう方法でやるということは考えられませんかということです。

事務局

まず、最初の18歳未満という文言についてですが、御指摘のとおり、 私もこの文言を、18歳未満である場合だけでやると、ここの会議の場で は皆さん背景を知っているので問題ないのですが、これを説明するたび に、毎回、何で18歳未満の人が優先されるんだということから始まって、 それを、会長からご意見いただいたのですけれども、18歳未満というの は、まさに児童福祉法上の児童が、子どもが親になったようなものだか ら支援すべきだと、大体高校生の年代に出産、育児をしているので区と して支援が必要なんだと毎回説明して、納得する人もいれば、疑問に思 う人もけっこう多かった、という状況でした。

そういった意味では、先ほどのキーワードとかはすごく重要で、保育のごあんないに記載するに当たっては、ある程度の納得性は必要なのかなと思いますので、そこの文言については検討させていただきます。

次に、指数化するというのは、1つの方法としては十分あり得ると思います。ただ、このときにはかなり高い得点をつける必要があります。例えば週の半分しか働いていない方は50点のところに30点しかつかなくて、ここに20点追加しても100点では入れない可能性が高いので、そういう意味では、指数化というのは入れないというリスクも負わなければいけないということで、どちらかというと「区長が認める場合」に入れたほうが、より確実に入所できるとは思っているところです。

委員

部会の中で、指数化しようかという議論もして、でも必ず入れるようにするには何点も加点して目立ってしまうので、「区長が認める場合」に入れようということになったかと思います。それによって、また虐待の話とクロスしてしまうジレンマというのを感じました。

委員

運用面では点数のところではっきりしないと見落とされるのではないかと危惧しています。もちろん子ども家庭支援センターの方も、たくさんのケースを抱えながら丁寧に説明してくださっているのですけれども、その方たちの負担になっているなといつも思っています。誰が見

てもわかりやすく、絶対この人は入れるというふうにしておいてくれないと、保育のごあんないだけを見て、自分でこれに気がついて、私はこの加点があるはずですと言える人はほとんどいないので、もう1度そこを踏まえて検討していただけたらいいなと思います。

会長

この問題につきましてはよろしいでしょうか。今後もこの会議の中での議論がきちんと制度や施策につながるように、私としても行政との調整に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事(2)ですけれども、今の議論につながっていくものでありますけれども、区立保育園のあり方検討部会の検討内容についてに移りたいと思います。 7月21日に第1回の部会を行いました。事務局より、説明をお願いいたします。

(2)区立保育園のあり方検討部会の検討内容について

事務局

21日に開催された部会の要旨を資料 2 にまとめさせていただいたのでごらんください。まず、部会委員におかれましては、お忙しい中、部会にお集まりいただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

各委員からの御意見等ということで、部会の当日には、区立保育園で行っている事業についての資料を配布し、その説明をさせていただいた上で、1回目ということで、まず部会の参加に当たっての御自身のお考えとか、こんなことを議論したいということを挙げていただいております。まず、(1)の部会の主旨、考え方についてですが、部会の設置要項を配付し、児童福祉施設としての保育園の役割を改めて明確にして、直接の区の子ども施策の担い手である区立保育園の今後のあり方について検討するということを改めて確認させていただきました。

それから、趣旨を説明する中で、委員の方々からは、短期的ではなく 長期的なスパンを見据えた議論としたいですとか、虐待だけではなく て、多文化や先ほどの予防的観点の部分も含めまして、多様な面から保 育園でのケアについてより具体化した議論ができないかという御意見 もいただきました。

私からは、今後地域ごとに5カ所に区立保育園として拠点園を設ける 予定にしてございます。区としてはそちらを展開していく中で、この部 会を通じていただいた意見を反映していきたいということを申し上げ させていただきました。

前段としてそういった議論がありまして、個々の分野としていただい

た意見が(2)以降になります。まず、児童福祉施設としての役割についてということで御意見をいただいております。

先ほどの議論とも重なるところがございますが、新規の虐待相談として、毎年300~400件の相談件数があるということをお示しし、虐待を理由とした保育所入園の実態とのギャップについてご意見をいただきました。相談や支援機関へのつなぎ等について、どこまでできているのかということをより見える化すること、それを受けて今後どのように行っていくべきか、システム等全般について議論を改めてする必要があるのではないかといったような意見をいただきました。

また、虐待のほかにもさまざま支援が必要な家庭について、乳児期に問題を解決していくための予防的観点が非常に重要であるという意見。それから、18歳未満の保護者支援についてはということで、先ほどと重複しますけれども、虐待等の偏見につながらないような配慮も必要なのではないかといった御意見、公立園を減らしていくという自治体も流れとしてあるようだけれども公立園の入園児は特別な課題を抱えているといったような偏見が助長されるようになってはいけない、その辺を注意していく必要があるですとか、今後の拠点園については特に児童福祉施設の役割を多く担うことになるのではないかというところで、専門員の設置等も検討していく必要があるだろうということで、まず施設としての役割ということで、こういった意見が出ております。

次、(3)保育の質についてということでまとめさせていただいております。

待機児童問題という課題に対応していくために、弾力化をこの間大分してきております。今後については、待機児の状況を踏まえまして、状況に対応した適切な場所に適切な数の公立保育園を、定数の部分も含めて整備をしていく必要、よりきめ細やかな対応が必要になってくるのではないかといった御意見。

それから、質については公立私立問わずということで、これまでもやってきていますけれども、均一にやっていくことは当然引き続き必要ということ。それから、公立は数としてもベテランの職員の方が多いということで、新設園が多くなっている中で、私立との人的な交流も非常に有効なことではないかという御意見もいただいております。

裏面に行っていただきまして、今後増加する一例として発達障害への 対応について、公立の職員がより専門性を高めて全体に還元していくこ ともできるのではないかですとか、保育士不足ということが全国的に言 われておりますけれども、お仕事が大変で研修に参加することが難しい といった状況もあるので、その辺のやり方の工夫も検討していく必要があるということですとか、保育指針の改定がされておりますので、そこにもあわせた保育の質の担保に係る施策を行っていくべきであるといった御意見をいただいております。

(4)保育園の運営面についてということで、現在、小規模な保育施設の整備、待機児童問題の部分も含めまして0・1・2歳の強化をしていかなければいけないという中で、公立の保育園については5カ所拠点園を設けることになっております。定員についてもかなり多い想定をしておりますので、地域に与える影響も考えていく必要があるだろうと考えています。

それから、小学校に入学して、親御さんにかかる負担が急にふえるというお話もいただいていて、そうしたギャップをうめるために、小学校へのつなぎについても非常に重要であると考えています。例えば校長先生のお話を保育者が聞く機会を設けている学校もあるので、そうしたことも参考にしながら連携を進めていくべきであるといったことや、幼稚園との円滑な連携、あとは入園前から就学後までの支援も考えていくべきといった意見がありました。

また、私立と違って公立は、イメージも含めて、遊具が豊富でなかったり、予算の面もあるのですが、ICTの活用がまだ十分ではないといったところがあるので、その辺にもよりチャレンジしていくべきではないかといった御意見がありました。遊具等については、ソフト、ハード面を含めまして、プレーパークには非常にノウハウを持っている方々がいらっしゃるので、そういう方をもっと活用してもいいのではないかという意見もいただいております。

(5)その他ということで、園の中だけではなくて地域の方々に向けた子育て環境について考えていくとか、準備するとか、そういった視点、姿勢が必要ではないかということで、例えば、保育の質ガイドラインについては、保護者の方や園に向けの部分が強いけれども、一般の方々向けに保育について考えていただくようなガイドライン的なものがあったらいいのではないかという意見がありました。また、おむつへの記名や連絡帳の詳細な記載など、保護者や職員にとって負担となるものが結構あるということで、改めて本当に子どものためになっているのかといった視点で、今やっていることについてちょっと考えてみることもこの部会で議論できたらという御意見もいただいております。

いただいた議論を通じまして、次回に向けて、方向性を含めて、今後 どういう形で部会としての議論をまとめていくかにあたりまして、2 に 挙げているような資料を次回用意させていただきまして、引き続き議論 を深めようといったことで、1回目の部会は終了させていただきまし た。説明は以上です。

会長

それでは、参加された方々から追加の御意見、それから参加されていない方々につきましては、こういった議論をしてほしいとかいうことがありましたら、ぜひ御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

委員

現在、小規模保育など、2歳児までの保育施設が非常にふえているのですが、地域にある公立の保育園のよさを生かしながら、その地域にいる子どもたちがまとめて一緒に3歳児以降を過ごせる場所として公立保育園の活用を考えることはできないものかということを強く思っております。いつも2歳児までの保育をしていますと、それぞれせっかく0歳から2歳、3歳まで一緒に過ごしたお友達がみんなばらばらの保育園に行って、また小学校で会うというケースが多いのですが、それをばらばらにするのではなくて1カ所の保育園に入って、その後も一緒にともに過ごしていければ、子どもにとってはすごく安心できる環境になるのではないかと思っていて、公立で3歳児以降の保育を担っていただければいいかなと常々思っております。

会長

連携園としての位置づけを明確にするということですよね。これはどういう設定の仕方をするかということの中に公立というものの射程があってもいいんじゃないかという御提案だと思います。

委員

利用者支援事業をやっていて、コーディネーターとしているいろな相談に乗っているのですけれども、1歳からの一時保育を認可園でやってくださっていますが、障害などで離乳が完了していない人が受け入れてもらえていなくて、より専門性が高い保育が必要なのですが、いろいろなところに場当たり的に預けているという状況があります。1歳で離乳が完了していることと書いてあるのでだめなんですということで、子家センからも回ってくるという状況なので、こうしたケースについては公立園がぜひ専門性を持って対応していただけたらといつも思っています。

会長

拠点園のあり方の中にはいわゆる地域子育て支援が相当入ってこなければいけないだろうという議論はしているところです。

委員

保育所の一時保育は就労等が条件になっているので、レスパイトでは 入れないんですね。

会長

なので、新たな基軸をつくらなければいけないんじゃないかと。先ほ

どの説明にもありましたが、拠点園の構想では、相当に大きな園として構想されていますが、今の時代は小規模化というのが世界的な潮流ですので、特に乳幼児期に巨大な施設をつくるということ自体がもう時代おくれの状況になっています。では、その時代おくれのものをつくるとすると、一体どういう機能をつけていくことが、より効果的にそれぞれの子どもの育ち、子育てというものに寄与することができる施設になるのか。そういったことをもっと抜本的に議論する必要があるんだろうと思うわけです。

要するに、場と人と、そこでの事業というのは、もっと総合的に考えなければならないものなので、そのことを地域子育て支援としては今何が問題なのかということを、既存のすみ分けも、ある意味では超えるような議論を、中長期的な方向性も含めて公立の保育のあり方を議論できればと思います。ぜひこういうことを議論してほしいということを出していただければと思います。

拠点園の問題で、私立園長会で、きのうこの資料について意見を聞いたのですけれども、これは民間にけんかを売るつもりなのかという意見も出たりしたんですね。いろいろな意見がでたのですけれども、その前に私個人の意見が1つあります。

それは今、会長も言われたんですけれども、大規模の拠点園というのは設備で大規模なのか、それとも定員で大規模なのかということ。いろいろな事業ができる設備にしてあるということを言っているのか、それとも定員が大きいのか。定員が大きいということも聞いていますが、よい点と悪い点をきちんと提示した上で定員については決めていただきたいと思います。

たまたま私の園は1,500㎡あって、今160名近い子どもたちがいます。 財政的な面でも、民間であれば絶対やらないほうがいいと思うのですけれども、公立だからいいということでは決してないと思うんです。今まで100人程度の保育園が主流であって、0歳から年長までで集団化されてきたわけです。ですけれども、子どもたちがたくさんいるということは、今までの保育のあり方を変えてくるのかなと。

例えばおじいちゃんおばあちゃんが亡くなった、妹が生まれた、弟が生まれた、お母さんの仕事が変わったなど、子どもの環境がどう変わっていくか、どう進んでいくかということを、全部踏まえて保育をしてきているわけです。それが、160人から200人になったらとてもできないと思うんです。設備的には、例えば複数クラスをたくさんつくったり、いるんな面で設備を豊かにして、そういう子たちが豊かに生活できる場所

委員

はできると思うんですけれども、子どもたちを本当に全職員が把握するというのは、私はやっぱり100人までで、200人なんていう数字は今までの保育園ではちょっと私は考えられないので、なぜ200人で可能かというのをきちんと示していただかないといけないと思います。

きょう提示していただいた資料というのは、多分委員の皆さんからの 発言という形でここに書かれていると思いますので、この部会のまとめ とか、一定の方向というわけではないんですよね。ですから、うちの役 員の中でも、これは部会のまとめではないということで、意見のひとつ としていろいろありましたよということだと受けとめています。ですか ら、1つ1つ取り上げると、説明をしていただかなければいけない問題 がたくさん出てくるので、ちょっとこれは控えたいと思っています。

会長

要するに建物を建て直すときは器が変わるわけなので、器が変われば 当然中身も変わってきますので、それに向けてきちんと議論していこう ということと、もう1つシステムが大きく変わるということ。その理由 の1つは、平成32年に行われる予定の児童相談所の世田谷区への移管と いうことで、いわゆるさまざまな保護や支援が必要な子どもたちに直接 介入していく機関を区内に持つことになります。当然、直接的な介入や 保護する施設が世田谷区にできるということは、それ以上に支援型の施 設、あるいはまちづくりが整備されないと、非常に萎縮した保育、子育 て、あるいは萎縮した子どもの育ちというものがその中にできてしまう ことになります。

私は常々、昨年の児童福祉法改正というのは、子どもの権利の具体化をうたったものであり、その1つとして、子どもの保護を徹底するんだということがうたわれた法改正であったわけなので、基礎自治体において非常に重要なことは、こういった保護を徹底するために、そのことを強化するのはもちろんなわけですけれども、それ以上に大事なことは、やはり予防や具体的な回復のために身近なところできちんとケアができる施設や制度、あるいは施策というものをどれだけ十分に豊かに整備できるかということにかかっていると私は考えており、それを具体化するのが恐らく今じゃないかと思っているわけです。ですから、どうしても新しくつくるものに対して気持ちが寄っていってしまうんですけれども、そういうときであるからこそ、予防や回復のための地域ケアのシステム、あるいはそのためのネットワークのあり方というものをきちんとつくり上げることが重要なのではないかと思っているわけです。

そうした状況の中、今まで公立保育所のこういう機能としての議論と いうのは多分なされていないんです。今までは数としての議論、あるい は公立の運営でやっていくのか、あるいは幾つの保育園を公立でやっていくのかという、いわゆる民営化の問題とか、あるいは数の問題での議論が中心であったので、ここをもうちょっと役割の問題として、あるいは地域の中でのネットワークをどのように組んでいくのかということを具体的に議論していく場にしたいと思っております。

ほかに御意見がございましたらどうぞ。

委員

すごく張り切って委員になったのに、1回目を欠席してしまいまして申しわけありませんでした。それで、私は意見だけ紙で出させていただいたんですけれども、そこには2つ書いてあって、1つは、今、森田会長がおっしゃったように、保育園というところが今後ますます予防的な子どものセーフティーネットとして機能しなければならなくて、それは公立が一番無理のきく施設、専門性を育成できる施設として公立が担っていかなければいけないのではないかということが1つ。

もう1つは、今保育園が急増する中で、保育施設が非常に多様化して、認可の中でも、認可外の中でも質の格差が広がっています。そうした中で、保育施設に対する行政の関与、指導、支援というものがますます必要になってくるので、その人材をどうやって区がストックするのかという観点から見ると、公立保育所が自分たちの専門性を蓄えて、その力で民間も指導支援していくことが必要ではないかと、その2点を書かせていただきました。

今、委員から、民間にけんかを売っているのかという意見が出たというお話がありましたが、私も本当にたくさんの民間保育園を拝見してきておりまして、それこそすばらしい子どもの支援をやっているところがたくさんあります。公立が比較的一定の水準を保っているとすれば、それを超える民間保育園もたくさん拝見しておりますので、民間ができないとか、そういう役割は担えないとか、そんなことを言うつもりは一切ないんです。

だけれども、やはり公立のほうがまずそうすべき立場にあるということ、そしてしっかりした身分保障の中で、統計的にも確実に人材を育成できる体制が整っている、この特質は大事に保ってほしいと思っていて、すごくいい支援をやっておられる民間と連携しながら、学び合いながら、公立が確実に行政の役割を果たす手足となって存在し続けることが、私は重要なことではないかと思っております。民間との間でそういう議論になってほしくはないということを1つ申し上げたかったということがあります。

民間も今すごくふえていますし、多様化しています。認可として開業

された施設は今後ずっと運営していただくわけですけれども、例えばその中に、余り志のよくない保育施設が今そこに存在しているとします。 どうしても行政としては民業圧迫はしないということで、公立を縮小しても民間の保育は守るんだという考え方になっていく自治体が多いような気がしています。そのときに、もしその地域の中に、こういう民間の保育園が残るんだったら、それよりは公立にしっかり残ってほしいという場合もあると思うんです。ですから、そういう意味でも、公民あわせて地域に必要な機能を維持していくという観点から、今後も地域の保育のあり方を考えていく必要があると思っています。

委員

せっかくあり方の検討を始めたということであれば、区立保育園の質は今までどのように確認されてきたのかということ。私立は今、新しい園に関しては相当な審査を経て入ってきているし、その後もフォローがあったり、チェックがあったりと質を確認していると思います。区立は、第三者評価とかはあるとは思うんですけれども、今、志を持ってとお話しされましたけれども、では、区立の方たちの志や保育の質はどのように確認できるのか。親の立場、地域の立場で言うと、その区別はわからないわけですよね。入れればいいみたいなところがあって、今から新しい機能や複合的な機能の議論がされるのであれば、今どうなっているのかとか、この課題については、これまでどう検討され、改善されてきたのかといったことが見えにくいし、言いにくいというところもあるので、その辺について、最初にしか多分言えないことなので言わせていただきました。

委員

区立保育園のあり方検討が立ち上がったということを考えてみると、公立施設のあり方ということで言えば、区立幼稚園と区立の学童保育もありますよね。そちらのあり方はどこかで検討されないのでしょうか。 区民としては、これが検討されるとほかも検討されるのかなと思うし、子ども・子育て会議の範囲には幼稚園や学童も含まれていると思いますので、今後はそういうことも検討いただけたらなと思います。

委員

民間の認可の保育園に預けている保護者の立場から1つ思ったことをお伝えしたいのですけれども、私の住んでいる地域に限ったことかもしれないのですけれども、ママ友さんのお話を聞くと、私立のほうがどちらかというときめ細かい手厚い対応をしてくださっているところが多くて、融通がきくところが多いと聞きます。区立はどちらかというと制限された中で保育をしているところがあるというようなお話を聞いて、私が通っている保育園でこんな遊びをしているとか、こんなことをしているという話をすると、いいなという話をよくされるんです。

先ほど委員のお話にもあったのですけれども、本当に保育園は入れて いただくだけでありがたいと私たち保護者は思っているので、民間の保 育園だとこういうことをしているから区立でもこういうことをしてほ しいということを言いたいけれども言えないというところがあると思 います。今回をきっかけに、区立の保育園の保護者の方が、もうちょっ とこうしてほしいという声が届くような仕組みをつくってもらえたら いいなと思っています。また、資料では区立はすごく専門的で、保育者 たちの専門性が高いので、公立私立相互の人材の共有が必要だという記 載があるのですが、私立はいろいろな新しい取り組みをしているところ がすごく多いと感じています。例えばリトミックであるとか、英語のお 教室、今後小学校につながる教育に力を入れているところもすごくたく さんあります。日々の保育の中でも、ただ園庭で自由に遊ぶだけに限ら ず、私の息子の通っている保育園は、毎日、工作の授業がすごく盛んで、 子どもたちにすごく考えさせてパズルをさせたり、パズルをつくったり といったことも取り組んでいます。そういった教育面での私立のいいと ころを区立に広めるといった試みもこの検討事項の中で入れていただ けたら、先ほどの委員のお話にあった民間のほうでも頑張っているのに というところが少し緩和されるのかなと思いました。

あと、先ほどお話のあった学童をどのようにしていくかとか、そういった取り組みに関しても、私もぜひこの場で話し合っていきたいなと。 今期は難しいかもしれませんが、次回以降でも議論できたらと考えております。

委員

私もこの部会に参加しましていろいろ発言させていただいたんですけれども、今いろいろなお話を伺ってちょっとよくわからなくなってきたのですが、拠点園というものの考え方なんですね。例えば児相が移管されるということで、福祉施設としての意味合いを強めるということであれば、例えばそこは幼稚園さんとかも全部一緒になって、地域の子どものためのものとしての区立保育園ということになるとすれば、例えばイギリスのチルドレンズ・センターみたいな、家族の支援などいろいるのかに総合的な保育施設がありますが、そういうものをイメージしているのでしょうか。一方で、今の拠点園のお話だと、大規模化していろいるな機能を持たせ、地域に派遣していくものをイメージしているのか。そこら辺を世田谷でやるときに、チルドレンズ・センターではないけれども、もっと幅を広くして包括的なものを保育としてやるということを考えたほうがいいのかなとも思いました。

それから、今、委員から発言のあった英語教育などは、新しい保育所

保育指針の中でも、幼稚園教育要領の中でも出てきていないんですね。なので、結局それをやっているということは、ある意味指針に反しているということなんです。そういった早期教育的なものが幼児期の教育かというと、やっぱりそこは全く違うので、習い事ですとか、早期教育的なことをやるのが教育だとは思わないでいただきたいと思っています。公立でも私立でも、遊びの中から学びを得るということで、毎日毎日繰り返し工作をやっていたり、毎日毎日泥遊びをやっている中で子どもは少しずつ学んでいるので、授業的なものというのは就学前には必要ないと私は思っているんです。そのあたりが、小学校に行った際に遅れるといった親の不安をあおることにならないような方向にぜひつなげていっていただきたいと思っています。

委員

前回こちらの会議に陪席させていただいて、きょうのいろいろな話も 聞いての感想を2点ほど述べさせていただければと思います。

他の委員の御意見の中にも出ていましたが、拠点園をつくるということが何を目指しているのかということを議論する際、例えば部会の中でも議論が出ていた虐待や、これから増えてくるであろう発達障害のお子さんたちがたくさん入ってくるであろうということを考えたときに、そうしたお子さんたちにとっては、規模の大きいところは余り環境としては適していないと思うので、そこに集約させてしまうのはどうなのだろうかというところを考える必要があるのかなと思いました。

私は別のところで子どもの発達支援の仕事をさせていただいているのですが、やはり自分が住んでいるところの近くにそういうことに対応できるような園が、選択肢としていろいろあるということが1つのポイントとして大事なのかなと思います。ですから、拠点園にそういう機能を集中させるということではなく、むしろほかに引き受けてくれるようなところといかに連携をとっていくかという体制を考えることが重要なポイントになるのではないかと思っております。

もう1つは、拠点園にいろいろ集中させるといったときに、そこでお 仕事されている保育士のサポート体制はどうなるんだろうというのを 考えていて、ある意味、非常に専門性が高いことを求められると思うん です。特に虐待のケースや発達障害などは、きちんと最初に見立てをし た上で、どういう保育であるとか、かかわりであるとか、どういう環境 がその子に適しているかということを見立てることは非常に重要でし て、いきなりここの保育園に行ったらいいからというのではなく、その 前に、どういうプロセスを経てこの園に入ることになったということが 大切だと思います。また、そうしたお子さんを預かることになったとき に、園の巡回相談の体制とかはちゃんと保障できるのだろうかということが気になっています。というのは先ほどの資料で、結構巡回相談はたくさんケースがなされているとありましたが、一方で、世田谷区の発達障害の事業者が変わったと思うんですけれども、変わってから、小学生とかは実は月に1回ぐらいしか個別支援が受けられないということを聞くことがあったからです。あとは、幼稚園就園前の1歳半健診からつながったご家庭が多いとは思うんですけれども、例えば親子グループの実施件数を見てもかなり少ない気がします。そうした支援につながっていない子ども・家庭をどこがサポートしていくのかということを考えたときに、区立保育園だけではなくて、連携のシステムをつくっていくことを重点的に考えていく必要があるのではないかと思いました。

委員

区立保育園のあり方を考える場合、いわゆる私立の保育園との実態、 現状がどうなのかということを比較してからそのあり方を検討しよう ということなのか、それとも理念的に、ここにありますように児童福祉 施設として区立を特化しようという形なのか、その辺のところが前提条 件として気になっております。

それから、当然ですけれども、先ほど委員の発言にもありましたように、区立保育園だけでなく、区立幼稚園もあるし、私立の保育園もあるし、私立の幼稚園もあるし、そういった全体の中での子育てを考えた上で、区立保育園をどうしようという視点も必要ではないかと思います。幼稚園の場合は短い時間帯ですけれども、3歳から5歳のお子さんが大勢いらっしゃるわけですから、そういった中での全体の配置、配分として、保育園、幼稚園、全体の中でどうなのかということを議論していただければと思っております。

会長

よろしいでしょうか。それでは、今の御意見を踏まえまして、第2回のあり方検討部会を9月8日に実施いたします。部会委員でなくても子ども・子育て会議委員で参加希望の方がいらっしゃれば参加は可能でございますので、どうぞおいでください。

また、きょう意見として十分に言えなかった、あるいはこういうこと を議論してほしいという御要望等があれば、事前に事務局のほうにお寄 せいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3つ目の課題に入っていきたいと思います。子ども計画(第2期)の取組みについて、事務局から説明をお願いたします。

(3)子ども計画(第2期)の取組みについて

事務局 それでは説明させていただきます。子ども計画(第2期)に基づく取

り組みについて、資料3をごらんいただければと思います。前回の子ども・子育て会議で、平成27、28年度の2年間での主な取り組みを3つの重点政策の項目に沿って御報告させていただきました。

本日はこれに加えまして、ほかの取り組みについてもお示しさせていただいております。子ども計画(第2期)の冊子、もしくは概要版をあわせてごらんいただければと思います。子ども計画の冊子ですと28ページ、概要版ですと7ページに計画の体系を記載しております。

大項目として、大きく6つに分類しまして、それぞれに中項目、小項目を設けて取り組みの方向性を掲げております。この6つに、若者支援施策の推進を加えた7項目について小項目ごとに主な取り組み内容を記載したものが資料3-1になります。

こちらは後ほどごらんいただければと存じます。

続いて、資料3-2と資料3-3については、法定計画である子ども・子育で支援事業計画に基づく取り組みについての実績をお示ししたものでございます。この事業計画については、昨年度、こちらの子ども・子育て会議で御議論いただきまして、29年度から31年度までを計画期間とする調整計画を策定し、目標数値の上方修正を図ったところでございます。資料3-2は、教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表でございます。昨年度見直しを行った子ども・子育て支援事業計画調整計画に対する実績を記載しております。

表面が幼稚園や認定こども園の1号認定の確保実績になります。左から2つ目の欄、平成28年度の確保総計13,247人に対して、確保実績が13,240人となってございます。裏面をごらんください。保育所等の確保実績でございます。特定教育・保育施設は、認可保育園、認定こども園の2号、3号認定、地域型保育事業所は小規模保育事業や家庭的保育事業など認可保育事業で、認可外保育施設は認証保育所、保育室、保育ママの確保実績になります。

全地域の平成28年度の欄をごらんいただければと思います。3 - 5歳の確保総計9,284人に対して、実績総計は9,466人ということで、計画を少し上回る定員を確保しておりますけれども、0歳や1 - 2歳については計画を下回る実績となっております。ことし4月の待機児童については、3歳以上の待機児童がいなくなって、全て0歳から2歳となっておりますけれども、こうした状況を踏まえまして、これまで以上に低年齢児に特化した施設・事業の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料3-3をごらんください。子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表でございます。利用

者支援に関する事業やひろば、一時預かり事業の実績を記載しております。平成28年度の欄ですが、当初計画の確保の内容に対しての実績を記載しております。こちらにつきましても、詳細は後ほどごらんいただければと思います。

今年度は、第2期の子ども計画について評価、検証を進めてまいりたいと考えておりますが、今御説明しただけでもかなり量が多く、1つ1つの事業全てについて、この会議の場で個々に評価、検証などの御議論をいただくのは大変難しいと考えております。前回の会議でも御説明しましたが、第2期子ども計画がスタートした2年間で、計画の方向性に基づいてさまざまな取り組みを進めてまいりました。具体的には、世田谷版ネウボラ、利用者支援事業、児童館の子育て支援館の導入や、産後ケア事業やひろば、一時預かり事業の充実など、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援する体制づくりを進めてまいりました。また、保育施設の整備についても全力で取り組んでまいりまして、保育待機児童の解消に向けて取り組んでおります。また、質の確保に向けても充実に努めているところです。さらに、外遊びの推進なども取り組んでおりまして、子どもがいきいきわくわく育つまちづくりに向けて進めているところです。

こうした取り組みは、計画策定時の社会状況や課題から重点的に取り 組むべきものとして、重点政策に掲げて展開しているものです。次期の 計画策定に向けては、引き続き重点的に取り組む必要がある重要課題に ついてはもちろん継続して取り組むわけですけれども、策定時から今に 至るまでの数年間においても、地域の情勢や、子どもや子育て家庭を取 り巻く環境がさまざま変容しているところかと思っております。例えば 子どもの貧困の問題についても、ここ数年間で全国的にも大きく課題と して取り上げられておりますし、区としても対策を考えていかなければ ならないと考えています。

また、御承知のように、児童福祉法の改正がありまして、区としても 児童相談所の開設に向けて、今年度は専管組織をつくって本格的な検討 に着手をしたところでございます。こちらについても、多くの検討すべ き課題があるものと認識しています。

こうした状況がございますので、本日の会議では、子育て当事者のお立場、現場で子どもや子育て家庭に直接かかわられているお立場、また専門家のお立場などさまざまな観点から、策定時に比べて状況の変化が起きているとか、新たな課題とか、新たなニーズが出てきているとか、現行の計画で足りなかったのではないかと思われる視点など、今後の評

価、検証や、次期計画の策定に向けて私どもがまず認識しなければならないような観点についての御意見を承れたらありがたく存じます。もちるん個別の取り組みについて、これはもっとこうしたほうがよいとか、そういった御意見もあわせていただければと思っております。

区といたしましては、次期の子ども計画の策定に向けて、来年度幾つ か調査を実施する予定です。この会議での御議論を踏まえまして、適切 に現状や課題、またニーズを把握できる調査をしていきたいと考えてお ります。またそういった調査をしていくに向けても、さまざまな観点か ら本日御意見をたまわれればと考えております。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長

今、最後にご説明がありましたけれども、この時期、なぜ第2期の子ども計画についての評価を皆さんにお願いするかということの背景ですが、来年、大規模な調査を実施します。そして、次の年に本格的に計画をつくっていくということになっていくわけです。調査というのは何でもいいからやればいいというわけではありませんので、その問題意識として、世田谷区内の子どもたちの育ちや子育てについて、どこにどんな問題がありそうなのか、そして今やっている事業の一体何が見直しとして必要なのか、あるいはどこに欠けている点があるのかというところを考えないと調査設計できませんので、そのためにも皆さんからの御意見をいただきたいということがこの背景にあるということです。

例えば今、公立保育園のあり方を議論しているように、今やっている 事業についていろいろな側面から議論もしてみなければならない、それ によってリフォームしなければいけないものもあるということになり ます。きょうはその1つのきっかけとして、ある意味ではキックオフみ たいな時期に当たりますから、皆さんからざっくばらんに御意見を頂戴 できればと思います。いかがでしょうか。

現状については簡単に説明がありましたけれども、どうぞ日ごろから思っていることの中で、このことについてぜひ議論したいとか、問題に思っている、あるいは感想的なものでも構いませんのでどうぞお願いします。

委員

資料3-3で、放課後児童クラブの実績などの数字を御紹介いただいたんですが、これを見ますと、もともと確保の内容として計画されていたよりもかなり実績が多くなっています。区の放課後児童クラブの場合は、全て受け入れるということですが、1年間で500人ぐらいふえて6,000人ということで、当初の見込みよりかなり大きく数字が出ているという現状がありまして、かなりニーズが高まっていることについては

検討が必要だろうと思っています。また、民間の学童を使っている人も 大量にいて、もし実態調査を行うのであれば、公立ではなくて、民間を 利用する人がどのぐらいいて、どのぐらいの保育料を払っているのかな ど、区の行政以外の部分についても実態を把握して検討する必要がある のではないかと思いました。

委員

保育園については精力的に整備していただいていると思うんですけれども、顕著な傾向として、3歳以上児の枠はかなり充足されていて、0・1・2歳がまだ足りないという状況です。新制度の観点から見ると、小規模保育を増やせばいいと思う向きもあるかと思いますが、やはり連携の問題、つまり3歳以降、無事に移れるかどうかという保護者の不安の問題は残っていると思います。また、小規模保育は認可保育園に比べて、給付費の水準も低く、また十分な質が確保できるかどうかという不安も少し感じておりまして、そういう意味では小規模保育もいいのですが、認可の分園であるとか、認可の3歳未満児の園をふやしていただいて、既存園などと連携をしっかりとっていただくという方向性でも今後考えていただくといいのではないかと思っております。

それから、今、委員からも発言がありましたが今後学童保育がすごく心配で、世田谷区では新BOPはすごく丁寧にやっていただいていると思うんですけれども、大規模な施設では落ちつかないというお子さんもいると思います。少し放課後支援の多様化というか、例えば民間の保育園の活用、今は保育園は保育で精いっぱいですけれども、いずれ小規模な学童保育を設けるといったバラエティーをつくっていただくと、いろいろなお子さんのニーズを吸収できるのではないかとも思っております。今私たちの会でも、民間学童の利用もすごくふえているんですけれども、夏休みは保育園より高い費用になります。また、キャンプなどいろいろ工夫されているところも多いようですけれども、基本的には建物の中でずっと、勉強、塾的な機能を備えているところも多いので、施設によってはかなり偏った内容になっていて、子どもが行きたくないと言うという話も聞こえております。ニーズ、状況を把握して、特にそういう高いサービスを買えない家庭に対しては何らかのサポートをしていくことが必要ではないかと思いました。

委員

次回でも、次々回でもいいのですけれども、量的な議論とともに、質的な議論を一緒にさせていただきたいと思っています。議論の観点として、私たちが計画をつくるときに、冊子の16ページにありますように、計画策定に当たっての4つの視点、これをとても議論して言葉に落とした背景がありました。「当事者の参加・参画の推進」「地域で包括的に支

える仕組みの構築」「若者期を見据えた子育ち支援」「区が果たすべき責任と役割」という4つの視点です。最後の区が果たすべき責任と役割につきましては、先ほどの区立保育園のあり方などの議論はここに位置づけられるかもしれませんが、一方、当事者の参加・参画の推進、あるいは地域で包括的に支える仕組みの構築、若者期のところは、もう少し現場での課題認識を伺いたいと思っています。例えば利用者支援ではどういったニーズが出てきていて、計画に書き込まれているニーズ、計画に書き込まれているニーズ、計画に書き込まれていないニーズだけれども対応が必要なニーズなどいろいろあると思います。あとはひろば事業、現場の最前線の乳児家庭全戸訪問での保健師さん、訪問員さんの声も伺いたいと常々思っておりました。

また、ついつい保育の量的な議論に偏りがちなところもあって、それだけ大きなアジェンダなんですけれども、保育だけではなく、地域の子育て支援の部分の特に質的なところの現場のニーズと課題認識みたいなところを地域包括ケアの部分も含め次回か次々回、少し伺えればと思います。

委員

新制度に移行するかしないかはいろいろあると思いますが、幼稚園さんのかかわりがすごく重要かと思っています。資料3-3に、一時預かり事業で幼稚園さんの人数が出ていますが、私学助成の一般型でも預かり保育ができると思うんです。その場合、他園の子どもを預かることもできる制度設計になっていると思いますし、3号認定のお子さんでも年齢によっては預かることができると思うんですけれども、現実に今、世田谷の幼稚園でどういった預かりが行われているのか、どういった年齢の子どもが利用しているのかというところを教えていただければと思います。

おそらく、私学助成も補助が増えたと思うんですけれども、その辺の 実態を教えていただければと思います。

会長

そういうことを今後検討したいということでいいですか。ほかには何 か御意見ありますか。

委員

子ども・子育て支援事業は、検討される時間が本当に短くて、1年間で20分ぐらいと私は見ていて、国もそういう状況の中、世田谷はその部分を大切にしていただいていると思っています。

13事業と言われる資料3-3ですが、特に0から2歳の支援が本当に 少ないので、メニューはあるけれども、不足している部分を本格的にや っていかなければいけないのではないかなと思っています。特に一時預 かり事業は全然伸びていなくて、ファミリー・サポート・センターもが んばっていますが、そもそも、一時預かり事業に関しては手を出してくれる事業者がいないという状況です。そこをどうやって誰に頼んでいくのかということも含めて考えなくてはいけないと思います。毎日会えるような子どもたちの保育と違うのでとても難しいということもあるし、金銭的にも割に合わないということで、認可園をやっていらっしゃるところでも、保育士の確保の難しさがあったり、いろいろな事情があるとは思いますが、特にレスパイト系に関しては、これから大事になってくるのでぜひ充実をお願いしたいと思います。

あともう1点は訪問系です。こんにちは赤ちゃん事業があり、養育支援訪問事業や、産前産後のところで、さんさんサポートを世田谷はやってくださっているのですが、少し集団の中では難しいかなという御家庭に支援をするときに訪問は重要なツールとなります。しかし、手札がないというのが今の状況で、地域子育て支援コーディネーターも、こういうお家にずっと寄り添ってくれる人は誰かいないかと思ったときに、誰にお願いできるかというところが本当に難しい状況です。私たちも緊急的には訪問に同行するようにしていますが、この訪問が不可欠な家族に寄り添っていくような支援は何かないのか、ということをいつも感じています。

委員

ちょっと的が外れているのかもしれませんが、保育施設や、区の施設を利用していない時間をどう過ごしているのかいうことが気になっています。例えば私は飲食店に子どもを連れていきにくいということがあるからです。また、椅子がないとか、トイレに十分な設備がないとか、外出をしているときも、私は速い自転車に乗るのが好きなんですけれども、最近、自転車道が設置されて、環7などは車道の一番左にマークがついています。子どもを連れた自転車もそこを走るのか、それとも歩道を走るのか、今、保育園が遠い方も多く、前に子ども、後ろに子ども、おなかに子ども、3人乗せて自転車に乗っていたりするときに、適切な道は車道なのか、それとも歩道なのかとか、そういうところがとても気になっています。毎日の生活の中でどういう感覚で皆さん過ごしていて、どんなことが必要なのかといったことが明らかになれば思っています。

会長

今、少しお話が広がってきておりますけれども、子どもに優しいまちづくりをどのように展開するのかということだと思います。調査の手法も一般的なアンケートだけではなくて、子どもや保護者の方々にきちんと参加をしていただいて、まちをチェックする、といったことは昔から行われている手法ですし、多様な方法があるんじゃないかと思います。

ですから、次年度に向けて、こんなやり方をすべきじゃないか、あるいはこういうところに調査をしないと、世田谷らしい子育てや、子どもの育ちが担保できるものにならないんじゃないかという御提案があれば、ぜひいただければと思います。

それから、先ほどの資料3 - 3の13事業も見ていただくといろいろなことが見えてきます。具体的には、今お話が余りなかった4以降の事業です。例えばショートステイも、当初の需要見込みから、ショートステイの利用人数が100人以上増えている。これもすごい数の増加だと思いますし、乳児家庭全戸訪問事業と言いながら、出生数よりも実績が少ない、200人ぐらい出生数に足りないわけですよね。100%訪問しなくてはいけないのに、200人行けていないというあたりも気になる数値ではあります。それから、養育支援訪問事業というのも、2~3割需要量見込みより多い。つまり、それは先ほどありましたように、300から400人の虐待相談があるという中で事業が足りないということもみえてきているので、このあたりの背景と実績、量的な実績と同時に質的な実績。それによって本当に子どもが幸せになったのか、子育てが楽になっていっているのか、あるいはその家族が回復に向かっているのか、このあたりのところが恐らく非常に重要な取り組みなんだろうと思うんです。

また、先ほどお話がありましたけれども、一時預かり、あるいは保育所の一時保育、こういった問題も今後私たちが議論すべき問題で、公立保育園のあり方のところでも議論できることについては議論していきますけれども、恐らくそこだけでは十分ではないと思います。例えば、区民版の子ども・子育て会議などでも、いろんな形で皆さんに御協力いただいて、本当に世田谷の中で市民が参加し、なおかつ、そこの中に子どもたち自身も当事者として入ってくるような、そういった広い議論で次期の計画をつくっていかなければいけないものだと思っていますので、ぜひ今後とも御協力いただければと思っております。

この問題も本当に多様ですので、ここの部分については検討が必要じゃないかということも、メモ等で構いませんので事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

これにつきましては、次年度の調査ですから、当然次年度への要求予 算に入ってくるわけですよね。そうすると、それはいつごろまでに考え 方をお寄せいただければ間に合いますか。

事務局

調査の中身についての議論は後で詰めていけばいいと思います。予算 の事務的なことで申しますと、10月初めまでには額を確定させて、例え ば調査委託という形での要求をしますけれども、きょうも御意見をいた だきましたし、これからまたもしメール等で例えばよくあるアンケート 調査以外に、こういうことをしたらいいんじゃないかというご意見をい ただけるようであればさらに検討しまして、予算要求につなげていきた いと思います。調査の項目や内容に関するご意見は次回、その後にいた だければ、それを調査票に反映してまいりたいと思います。

会長

ぜひ、区民委員や子育て支援者に期待しておりますので、当事者、現場からの声というものを届けてほしいと思います。次の計画に生かしていくためには何らかの形でエビデンスをつくらないと、今これだけ保育所をつくらなければいけない時に、ほかの事業にも十分にお金を使っていくことがなかなかできない状況になりつつあります。だけれども、この時期だからこそやらなければいけないことはたくさんありますので、ぜひ皆さんの知恵を集め、そしていろいろな力を集めてエビデンスづくりに御協力いただきたい。その上で、この会議体のところでいい施策をつくり出していくということに向いたいと思いますので、御協力いただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了しております。進行を事務局にお渡しいたしますので、今後の予定等を含めてお話しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局

本日はたくさんの貴重な御意見をいただきまして、まことにありがと うございました。事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、本日の議事録でございますが、いつものとおり、おおむね3週間後ぐらいに、皆様にメールで確認のお願いを送らせていただきたいと思っております。御自身の発言部分を中心に御確認いただいて、修正がありましたら事務局まで御連絡いただければと思います。修正後、区のホームページで、本日の資料とともに公開させていただきます。

2点目は、次回の日程でございます。第3回の会議については、10月下旬から11月上旬ぐらいに開催できればと考えております。申しわけございませんが、こちらで候補日を申し上げますので、その中でできるだけ多くの委員の皆様に御出席いただける日で調整をしたいと思っております。

[日程調整]

それでは、次回は10月31日火曜日の9時30分から11時30分の予定で実施させていただきます。時期が近づきましたら、会場も含めまして改めて御案内をさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第2回子ども・子育て会議を閉会させ ていただきます。本日はまことにありがとうございました。